

限られた嵐山町の予算で

安心できる生活を考えるとき



移送サービス(高齢者、子ども、ハンディキャップのある人が、移動に自動車を使う時のサービス) 移動のためのサービスは、事業をする人も少なく(嵐山町は1ヶ所あります)、これからです。

80歳以上の方、難病の方を、嵐山町が障害者手帳を持った方と同様の支援する場合の嵐山町の負担額を試算してもらいました。できる範囲から医療機関の通院のみでも、予算化してほしいのです。

	生活サポート事業	タクシーの補助	自動車燃料費補助	試算の総額
80才以上の生活全般	425万円	247万円	572万円	1244万円
病院への通院のみ	315万円	133万円	467万円	915万円
難病の方の生活全般	681万円	49万円	133万円	833万円
病院への通院のみ	上限を設けて、222万円			222万円



経済的に苦しい人の支援を

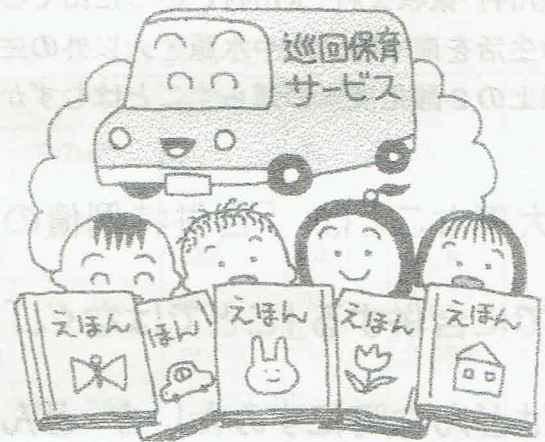
リストラや、病気で所得が少なくなっている家庭、障害や病気などで支出が多い家庭に、水道料金を半額にしていくサポートを提案したいと考えています。横浜市で実施しています。国の社会保障制度の枠にはあてはまらないけれど、地域での生活に支援が必要な人が増えています。どのように、嵐山町でサポートしていくか、大きな課題ですね。

こどもと絵本

ブックスタートといって、赤ちゃんに行政が本をプレゼントする自治体があります。

嵐山町で1人1000円の本をプレゼントすると150人の赤ちゃんに年間15万円・5年間で75万円です。

嵐山町では、赤ちゃんに本をプレゼントするより、図書館に0~3才くらいまでの絵本をたくさん準備して巡回保育のサービスを定期的に行って、赤ちゃんに本を読んであげ、赤ちゃんの好きな本をおかあさんがみつけて、図書館を活用するほうがいいかな？



公職選挙法と2003年嵐山町議員選挙

公職選挙法は、寄付行為だけでなく禁止事項も多く、告示前に「町議会議員に立候補します」「投票してください」という事前活動は禁止です。

今回の選挙は、公職選挙法に反する行為が目につきました。

「今度の選挙に立候補します。私に投票してください」「渋谷さんの選挙を手伝っているのですけれど」「じゃあ、どちらか1票だけでもお願いします」という告示前の投票依頼。

選挙後のお礼は禁止されていますが、戸別訪問やお礼の葉書を送付している人もいます。

住民の方から、候補者の公職選挙法に反する行為についてお知らせをいただきました。

お知らせがあったことは警察に届けました。それ以上のことはできなかったのでごめんなさい。

